

『三訂 社会福祉概論』 補正票 (平成 25 年 7 月)

【障害者総合支援法について】(補遺)

「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」(最終改正平成 24 年 6 月 27 日)により、「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下、障害者総合支援法とする)に改正された(施行期日:平成 25 年 4 月 1 日、ただし一部は平成 26 年 4 月 1 日)。その概要は以下のとおりである。

1. 題名・目的の改正と基本理念の創設 (平成 25 年 4 月 1 日施行)

(1) 題名改正

「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改称する。

(2) 法の目的の改正

「自立」の代わりに「基本的人権を享有する個人としての尊厳」を明記した。また、障害福祉サービスに係る給付に加え、地域生活支援事業による支援を明記し、それらの支援を総合的に行うこととした(1条)。

(3) 基本理念の創設

①全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人として尊重されること、②全ての国民が、障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現、③全ての障害者(児)が、可能な限り身近な場所において必要な支援を受けられること、④社会参加の機会の確保、⑤生活における選択の機会の確保、⑥社会的障壁の除去、などの理念が盛り込まれた(1条の2)。

2. 障害者(児)の範囲の見直し (平成 25 年 4 月 1 日施行)

制度の谷間のない支援を提供する観点から、障害者の定義に、新たに難病等(条文上は「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者」)を追加し、障害福祉サービス、相談支援等の対象とした(4条1項)。

なお、対象となる難病については、将来的見直しを視野に当面の措置として、障害者総合支援法施行令別表に 130 疾患が規定されている。

3. 障害支援区分への名称・定義の改正 (平成 26 年 4 月 1 日施行)

従来「障害程度区分」を「障害支援区分」に改め、その定義を「障害者等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すものとして厚生労働省令で定める区分」とした(4条4項)。これにより、「障害の程度(重さ)」ではなく、標準的な支援の度合を示す区分であることがより明確化された。

なお、課題であった区分認定における知的障害・精神障害の特徴の反映について、政府は適切な配慮その他の必要な措置を講じるものとされた(附則2条)。また、政府は、法施行3年を目途として、区分認定を含めた支給決定のあり方につき検討を加え、所要の措置を講じるものとされた(附則3条)。

4. 障害者（児）に対する支援の見直し

(1) 重度訪問介護の対象拡大（平成26年4月1日施行）

重度訪問介護の対象者を、「重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障害者」から、「重度の肢体不自由者その他の障害者であって常時介護を要するものとして厚生労働省令で定めるもの」とした（5条3項）。なお、厚生労働省令において、現行の重度の肢体不自由者に加え、重度の知的障害者・精神障害者に対象を拡大する予定である。

(2) 共同生活介護の共同生活援助への一元化（平成26年4月1日施行）

共同生活を行う住居でのケアが柔軟にできるよう、共同生活介護（ケアホーム）を共同生活援助（グループホーム）に統合した（5条15項）。これは、グループホーム・ケアホーム一体型の事業所が半数以上である現状や、今後、障害者の重度化・高齢化が進むことを背景として、グループホームにおいて、日常生活上の相談に加えて、入浴、排せつまたは食事の介護その他の日常生活上の援助を提供することとしたものである。

(3) 地域移行支援の対象拡大（平成26年4月1日施行）

地域生活への移行のために支援を必要とする者を広く地域移行支援の対象とする観点から、現行の障害者支援施設等に入所している障害者または精神科病院に入院している精神障害者に加えて、「その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるもの」を追加した（5条18項）。

(4) 地域生活支援事業の追加（平成25年4月1日施行）

- ① 市町村が実施する地域生活支援事業の必須事業として、次の事業を追加した（77条）。
 - ・障害者に対する理解を深めるための研修・啓発
 - ・障害者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援
 - ・市民後見人等の人材の育成・活用を図るための研修
 - ・意思疎通支援を行う者（手話奉仕員など）の養成
- ② 都道府県が実施する地域生活支援事業の必須事業として、次の事業を追加した（78条）。
 - ・意思疎通支援を行う者のうち、特に専門性の高い者（手話通訳者・要約筆者など）を養成し、または派遣する事業
 - ・意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整等広域的な対応が必要な事業

5. サービス基盤の計画的整備（平成25年4月1日施行）

(1) 基本指針の見直し（87条）

厚生労働大臣の定める基本指針に、「障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標」を新たに定めることとした。また、基本指針の作成・変更之际には障害者およびその家族等の意見を反映させる措置を講じることとした。

(2) 障害福祉計画の見直し（88条）

市町村（都道府県）障害福祉計画に、「障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項」等を必ず定める事項に追加した。また、市町村は障害福祉計画の作成に当たり、ニーズ把握等を行うことが努力義務化された。なお、市町村および都道府県は、福祉計画を定期的に検証し、必要に応じて見直すものとされた。

(3) 協議会の見直し（89条の3）

自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて変更できるよう、「協議会」に改めたほか、協議会の構成員に当事者や家族が含まれることを明記した。